

株 主 各 位

東京都品川区大井一丁目47番1号  
株式会社RS Technologies  
代表取締役社長 方 永 義

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）営業時間の終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区大井1-50-5 アワーズイン阪急ツイン館4階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件     |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件           |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件          |
| 第7号議案 | 役員退職慰労金の件                      |
| 第8号議案 | 会計監査人選任の件                      |

以 上

~~~~~  
〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、開会時刻直前には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、当日ご出席の際には、この「第12回定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.rs-tec.jp>）に掲載させていただきます。

◎一昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後の懇親会は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

COVID-19については、ワクチン接種の進展等により経済活動の正常化が進む一方で、一部地域においては感染の再拡大により再び活動が制限されるなど、予断を許さない状況が続いています。また、半導体を中心とした部材不足、原材料の高騰等も進んでおり、先行き不透明な状況が続いています。

当社グループにおいては、ウェーハ再生事業は旺盛な顧客需要及び増産設備投資の寄与により、順調に推移しました。また、半導体関連装置・部材等事業は旺盛な顧客需要による販売増加で順調に推移しました。さらに、プライムシリコンウェーハ製造販売事業も中国子会社新工場の安定した稼働、高い顧客需要を背景とする販売増加により、順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は34,620,854千円（前年同期比35.4%増）となりました。営業利益は6,874,742千円（前年同期比51.8%増）となり、経常利益は8,832,166千円（前年同期比68.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,303,792千円（前年同期比17.0%増）となりました。

事業のセグメント別の業績を示すと次のとおりです。

#### (ウェーハ再生事業)

ウェーハ再生事業におきましては、国内外再生市場の需要が堅調に推移したことおよび増産設備投資の寄与により、売上高は12,716,265千円（前年同期比11.1%増）、セグメント利益（営業利益）は4,731,574千円（前年同期比17.5%増）となりました。

#### (プライムシリコンウェーハ製造販売事業)

プライムシリコンウェーハ製造販売事業におきましては、新工場の稼働および高い顧客需要を背景にした販売増加により、売上高は13,377,096千円（前年同期比72.3%増）、セグメント利益（営業利益）は2,539,343千円（前年同

期比143.8%増)となりました。

(半導体関連装置・部材等)

半導体関連装置・部材等におきましては、旺盛な顧客需要を背景にした販売増加により、売上高は8,450,255千円(前年同期比34.6%増)、セグメント利益(営業利益)は382,597千円(前年同期比81.2%増)となりました。

(その他)

その他におきましては、ソーラー事業及び技術コンサルティングの業績を示しており、売上高は77,237千円(前年同期比9.9%増)、セグメント利益(営業利益)は42,211千円(前年同期比26.0%減)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は5,975,415千円であります。その主なものはプライムシリコンウェーハ製造販売事業における山東有研半導体材料有限公司の新工場建設2,413,765千円や、ウェーハ再生事業における当社および艾爾斯半導體股份有限公司の洗浄機・研磨機などの購入2,000,411千円であります。

## (2) 資金調達等についての状況

連結子会社である有研半導体硅材料股份有限公司および山東有研半導体材料有限公司は補助金2,493,922千円を受領しております。

これは主に山東有研半導体材料有限公司が工場を建設したことにより、中華人民共和国山東省徳州市から補助金を受領したことによるものです。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 期 別 | 第9期         | 第10期        | 第11期        | 第12期                     |
|----------------------|-----|-------------|-------------|-------------|--------------------------|
|                      |     | (2018年12月期) | (2019年12月期) | (2020年12月期) | (当連結会計年度<br>(2021年12月期)) |
| 売 上 高 (千円)           |     | 25,478,801  | 24,501,516  | 25,561,984  | 34,620,854               |
| 経 常 利 益 (千円)         |     | 6,141,764   | 5,416,503   | 5,252,725   | 8,832,166                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) |     | 3,620,811   | 3,035,949   | 2,824,699   | 3,303,792                |
| 1株当たり当期純利益 (円)       |     | 294.80      | 236.98      | 219.15      | 255.56                   |
| 総 資 産 (千円)           |     | 36,591,099  | 48,634,341  | 58,750,401  | 79,057,653               |
| 純 資 産 (千円)           |     | 29,137,946  | 35,981,456  | 40,365,716  | 55,011,757               |
| 1株当たり純資産額 (円)        |     | 1,417.95    | 1,619.51    | 1,838.36    | 2,216.56                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数を控除しております）により算出しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第10期の期首から適用しており、第9期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 期 別 | 第9期         | 第10期        | 第11期        | 第12期                   |
|----------------|-----|-------------|-------------|-------------|------------------------|
|                |     | (2018年12月期) | (2019年12月期) | (2020年12月期) | (当事業年度<br>(2021年12月期)) |
| 売 上 高 (千円)     |     | 10,557,894  | 9,447,887   | 11,532,896  | 13,082,507             |
| 経 常 利 益 (千円)   |     | 2,885,637   | 2,122,051   | 2,043,879   | 3,031,672              |
| 当 期 純 利 益 (千円) |     | 2,066,242   | 1,458,308   | 1,175,909   | 2,161,022              |
| 1株当たり当期純利益 (円) |     | 168.23      | 113.83      | 91.23       | 167.16                 |
| 総 資 産 (千円)     |     | 20,086,184  | 21,928,299  | 24,120,168  | 30,126,640             |
| 純 資 産 (千円)     |     | 16,817,456  | 18,259,063  | 19,430,258  | 21,387,709             |
| 1株当たり純資産額 (円)  |     | 1,312.81    | 1,416.13    | 1,490.93    | 1,638.07               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数を控除しております）により算出しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第10期の期首から適用しており、第9期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業であるウェーハ再生事業は、半導体市場の影響を受けます。足許において、世界の長期的な半導体需要は増加傾向にあり、半導体メーカーからの需要も増加しております。このような中、当社グループとしては国内国外を問わず半導体メーカーの需要を取り込む必要があります。また、日々進歩しているプライムウェーハ製造工程結晶技術や、再生加工工程における微細化技術の開発にも対応していく必要があります。当社グループはこのような経営環境の中で以下の事項を対処すべき課題として認識しております。

##### A. 技術開発

- ① 8インチ（200mm）ウェーハの世界標準の結晶技術を早急に確立し、プライムウェーハ事業を安定化すること。
- ② 世界最先端の微細化技術に適応する12インチ（300mm）ハイエンド向け再生技術を開発、事業化すること。

##### B. 営業施策

- ① アメリカ・欧州・台湾・シンガポール・中国・韓国をはじめとする海外との取引を更に強化すること。
- ② 大手半導体デバイスメーカーとの安定的取引を確保すること。
- ③ モニタウェーハ及びターゲット材（※）の販売を強化すること。
- ④ 半導体関連商品の販売を強化すること。

##### C. 製造体制

- ① 半導体デバイスの高集積度化に対応すること。
- ② 最先端設備を拡充すること。
- ③ 高度な知識・技能を有する人材を確保すること。
- ④ 政府の半導体国内製造基盤強化の方針に対応すること。

##### D. 海外進出

- ① 主要な半導体メーカーの需要に適時に対応するため海外進出をすること。  
※ターゲット材 半導体を加工する時の補助材料

当社グループといたしましては、上記の施策を着実に実行することにより、更なる企業価値の向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業区分               | 事業内容                                                          |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| ウェーハ再生事業           | シリコンウェーハ再生事業及び販売事業<br>酸化膜成膜加工サービス事業                           |
| プライムシリコンウェーハ製造販売事業 | プライムシリコンウェーハの製造及び販売事業<br>新品のモニターウェーハ、ダミーウェーハ及びシリコンインゴット等の製造販売 |
| 半導体関連装置・部材等        | 半導体関連機械装置・部材等の販売                                              |
| その他                | ソーラー事業、技術コンサルティング                                             |

## (6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所及び工場

|       |        |
|-------|--------|
| 本 社   | 東京都品川区 |
| 三本木工場 | 宮城県大崎市 |

### ② 子会社

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司            | 台湾 台南市      |
| 北京有研RS半導體科技有限公司         | 中華人民共和國 北京市 |
| 有研半導體硅材料股份公司            | 中華人民共和國 北京市 |
| 山東有研半導體材料有限公司           | 中華人民共和國 德州市 |
| 株式会社ユニオンエレクトロニクスソリューション | 東京都品川区      |
| 株式会社DG Technologies     | 茨城県神栖市      |

## (7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-------------|-------|--------|
| 1,333名 | 161名増       | 34.7歳 | 5年1ヶ月  |

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 263名 | 8名減       | 39.1歳 | 6年6ヶ月  |

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金           | 出資比率   | 主要な事業内容                                                           |
|-----------------------------|---------------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司                | 300,000千新台幣ドル | 100.0% | 半導体デバイス用シリコンウェーハ再生事業等                                             |
| 北京有研RS半導体科技有限公司 (注) 1 (注) 2 | 262,305千元     | 45.0%  | 半導体硅材料の開発及び販売<br>半導体関連設備及び材料の開発<br>及び販売<br>技術移転、技術相談、技術サービス、輸出入業務 |
| 有研半導体硅材料股份有限公司 (注) 1 (注) 3  | 1,060,477千元   | 47.17% | CZインゴット、FZインゴットの製造、販売、開発、関連技術の開発等                                 |
| 山東有研半導体材料有限公司 (注) 1         | 1,500,000千元   | 37.73% | 5、6、8インチプライムウェーハ製造、販売、関連技術の開発等                                    |
| 株式会社DG Technologies         | 100,000千円     | 100.0% | 石英硝子・シリコン素材研削加工                                                   |

(注) 1. 北京有研RS半導体科技有限公司および有研半導体硅材料股份有限公司、山東有研半導体材料有限公司は支配力基準により子会社としております。

(注) 2. 北京有研RS半導体科技有限公司は、2021年5月18日付で減資を行い、資本金が減少しております。

(注) 3. 有研半導体材料有限公司は、「股份公司」(日本の株式会社)に会社形態を変更したため、新商号「有研半導体硅材料股份公司」に変更いたしました。

### ③ 親会社等との間の取引に関する事項

#### イ. 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役方永義であります。当社は銀行借入等に対して当社代表取締役方永義より債務保証を受けております。当該取引に際し



ては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は金融機関との交渉により当該債務保証を解消する方針であります。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記イ. に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

**(9) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)**

| 借入先         | 借入額 (千円)  |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 3,601,963 |
| 株式会社三井住友銀行  | 3,560,000 |
| 株式会社りそな銀行   | 500,000   |
| 合作金庫商業銀行    | 223,973   |
| 株式会社みずほ銀行   | 122,720   |

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,928,100株 (自己株式487株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,174名
- (4) 上位10名の株主

| 株主名                                                   | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|------------|--------|
| R. S. TECH HONG KONG LIMITED                          | 3,960,000株 | 30.63% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                   | 1,578,000株 | 12.20% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                              | 1,231,700株 | 9.52%  |
| 方 永義                                                  | 805,800株   | 6.23%  |
| J P MORGAN CHASE BANK 3 8 0 6 2 1                     | 577,200株   | 4.46%  |
| GOVERNMENT OF NORWAY                                  | 376,397株   | 2.91%  |
| 那須マテリアル株式会社                                           | 342,000株   | 2.64%  |
| フューチャーエナジー株式会社                                        | 340,000株   | 2.63%  |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS P A<br>C I F I C F U N D | 302,000株   | 2.33%  |
| 鈴木 正行                                                 | 215,000株   | 1.66%  |

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (487株) を控除して計算しております。
2. R. S. TECH HONG KONG LIMITEDは、当社代表取締役社長 方永義が議決権の100%を直接所有する財産保全会社であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

#### (1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称           | 第1回新株予約権                 | 第2回新株予約権                 | 第5回新株予約権                |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 発行決議日              | 2014年6月16日               | 2015年6月19日               | 2019年5月15日              |
| 保有人数               | 取締役5名                    | 取締役1名                    | 取締役6名                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類   | 普通株式                     | 普通株式                     | 普通株式                    |
| 新株予約権の数（個）         | 6                        | 1,000                    | 830                     |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 6,000                    | 200,000                  | 83,000                  |
| 新株予約権の払込金額（円）      | 無償                       | 2,800                    | 40,000                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）  | 200                      | 1,250                    | 2,871                   |
| 新株予約権の行使期間         | 2016年6月17日<br>2024年6月16日 | 2015年7月21日<br>2025年7月20日 | 2022年4月1日<br>2029年6月13日 |

- (注) 1. 2014年8月12日開催の取締役会決議により、2014年9月9日付で株式1株につき500株の株式分割を行っており、2017年6月12日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。
2. 社外取締役、監査役には新株予約権は付与しておりません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 氏名      | 地位      | 担当及び重要な兼職の状況                                                          |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 方 永 義   | 代表取締役社長 | 艾爾斯半導體股份有限公司 董事長<br>北京有研RS半導體科技有限公司 董事長<br>有研半導體硅材料股份公司 董事長           |
| 本 郷 邦 夫 | 取締役     | 事業本部長<br>艾爾斯半導體股份有限公司 董事<br>北京有研RS半導體科技有限公司 董事<br>有研半導體硅材料股份公司 董事     |
| 鈴 木 正 行 | 取締役     | 管理本部長<br>艾爾斯半導體股份有限公司 董事<br>北京有研RS半導體科技有限公司 董事<br>有研半導體硅材料股份公司 董事     |
| 近 藤 淳 行 | 取締役     |                                                                       |
| 遠 藤 智   | 取締役     | 製造部長                                                                  |
| 蔵 本 誠   | 取締役     |                                                                       |
| 渡 邊 泰 紀 | 取締役     | エヌ・ビー・ワイ・インターナショナル 個人事業主                                              |
| 内 海 忠   | 取締役     | 一般社団法人半導体産業人協会 理事長                                                    |
| 重 本 彰 子 | 取締役     | 早稲田大学大学院経営管理研究科 准教授                                                   |
| 片 岡 義 隆 | 常勤監査役   |                                                                       |
| 金 森 浩 之 | 監査役     | 金森公認会計士事務所 所長<br>みなと公認会計士共同事務所 代表<br>株式会社博展 社外取締役                     |
| 小 幡 朋 弘 | 監査役     | 弁護士法人PLAZA総合法律事務所 東京事務所所長<br>株式会社東北エンタープライズ社外取締役<br>株式会社ファイバーゲート社外監査役 |

- (注) 1. 2021年3月30日開催の第11回定時株主総会において、重本彰子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役渡邊泰紀氏、取締役内海忠氏及び重本彰子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役片岡義隆氏、監査役金森浩之氏及び監査役小幡朋弘氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役渡邊泰紀氏、取締役内海忠氏、取締役重本彰子氏、監査役金森浩之氏、監査役小幡朋弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
5. 監査役金森浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法令及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたしております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ① 被保険者の範囲

当社の取締役および監査役を被保険者としております。

#### ② 保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額を当社が負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、固定報酬（確定額報酬）として株主総会で決定された報酬の範囲内で、当社取締役求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ適正な報酬額を限度額の範囲内で取締役会の協議により決定しております。なお、業績連動報酬等は採用しておりません。取締役の報酬等の限度額は、2013年3月27日開催の第3回定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人分給与は含まない）と決議されており、その員数は10名以内とする旨を定款において定めております。第3回定時株主総会にて選任された取締役の員数は6名です。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が実質的に上記の方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職務内容、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。なお、監査役の報酬等の限度額は、2013年3月27日開催の第3回定時株主総会において、年額20,000千円以内（使用人分給与は含まない）と決議されており、その員数は3名以内とする旨を定款において定めております。第3回定時株主総会にて選任された監査役の員数は1名です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数          | 基本報酬<br>(千円)         | 非金銭報酬等<br>(千円)  | 計<br>(千円)            |
|--------------------|--------------|----------------------|-----------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>( 3名)  | 281,640<br>( 13,200) | 13,741<br>( - ) | 295,381<br>( 13,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 3名)  | 19,800<br>( 19,800)  | -               | 19,800<br>( 19,800)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>( 6名) | 301,440<br>( 33,000) | 13,741<br>( - ) | 315,181<br>( 33,000) |

(注) 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邊泰紀氏は、エヌ・ビー・ワイ・インターナショナルの個人事業主であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役内海忠氏は、一般社団法人半導体産業人協会の理事長であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

取締役重本彰子氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科准教授であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

監査役金森浩之氏は、金森公認会計士事務所の所長、みなと公認会計士共同事務所の代表及び株式会社博展の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役小幡朋弘氏は、弁護士法人PLAZA総合法律事務所の東京事務所所長、株式会社東北エンタープライズ社外取締役、株式会社ファイバークート社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                  |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 渡邊 泰紀 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席し、長年にわたる半導体業界に於ける豊富な経験と人脈を有し、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                          |
| 取締役 | 内海 忠  | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席し、長年にわたる半導体業界に於けるエンジニアとしての研究開発を中心とした豊富な経験と深い見識をもって、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                    |
| 取締役 | 重本 彰子 | 社外取締役就任後に開催の取締役会15回のうち15回出席し、長年にわたる日米の産学官における実務および研究を中心とした豊富な経験と深い見識をもって、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                     |
| 監査役 | 片岡 義隆 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回出席いたしました。常勤監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。      |
| 監査役 | 金森 浩之 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 小幡 朋弘 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。   |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 51,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループは以下のとおり「内部統制システムの整備及び運用に関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

#### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時（重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害等）の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する当社取締役会には、当社の顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。
- ② 当社は、全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する専任の担当取締役を設置します。当該担当取締役は、その実働組織として、全社的リスクのマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べるすることができます。
- ③ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「RS Tecグループ企業行動基準」の周知徹底を図ります。
- ④ 内部通報制度に基づき、相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。
- ⑤ 当社代表取締役社長が内部監査室を直轄します。内部監査室は当社の内部監査を実施・統括し、当該代表取締役社長に内部監査の結果について適宜報告します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「内部情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。

#### (3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、取締役等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役等に業務の執行を行わせます。

- ② また、以下のグループ経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- イ. 当社取締役会により当社グループ経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定（管理会計）を行い、取締役ごとの業績目標を明確にします。
  - ロ. 当社グループの取締役は、毎月開催する当社取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。
- ハ. 当社取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

#### **(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社グループの評価・改善結果は、定期的に当社取締役会に報告します。

#### **(5) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告し、監査役は監査役会に報告します。
- ② 内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとします。なお、当該報告は当社取締役会の中で実施されることを妨げません。
- ③ 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。
- ④ 当社グループは、内部通報制度を整備し、通報をしたことによる不利な取扱いを受けないことを明記します。

## **(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ② 当社監査役は、当社内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、報告を受けるものとします。
- ③ 当社監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。
- ④ 当社代表取締役社長（必要に応じて、他の取締役）と監査役との定期的な意見交換を実施します。

## **(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況**

「RS Tecグループ企業行動基準」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、当社総務人事部が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項**

当社グループは、「内部統制システムの整備及び運用に関する基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは、次の通りであります。

### **(1) 重要な会議の開催状況**

当事業年度において、取締役会を19回開催し、法令に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

毎月1回経営会議を開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努めております。

### **(2) 監査役の職務の執行について**

監査役は、当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧を行うことにより、監査の実効性の向上に努めております。

### (3) 主な教育・研修の実施状況について

当社グループは、コンプライアンス意識の向上を図るため、グループ役職員を対象とする研修・教育の実施や、内部通報制度の理解・浸透を目的としてグループウェアへ内部通報制度マニュアルの掲示を行っております。

### (4) 内部監査の実施について

内部監査機能としては、社長直轄の独立部門として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき、当社及び子会社の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。

### (5) 財務報告に係る内部統制について

「財務報告に係る内部統制の構築及び整備・運用状況の評価の基本方針書」及び「財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに、当社及び子会社への周知徹底を行っております。また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

### (6) 反社会的勢力排除について

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連の開催する研修等に参加しております。

また、既存の取引先については年に1回、新規の取引先についてはその都度、反社会的勢力でないことを確認するためのチェックを行っております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益の還元は、当社にとって最も重要な経営課題の1つとして認識しており、配当に関しては、各事業年度における利益水準、中期計画の見通し、財務体質の強化等の状況を総合的に勘案した上で、柔軟に対応していく方針であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。また、「取締役会の決議により中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| (資産の部)      |                   | (負債の部)             |                   |
|-------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科目          | 金額                | 科目                 | 金額                |
| <b>流動資産</b> | <b>45,851,246</b> | <b>流動負債</b>        | <b>14,218,445</b> |
| 現金及び預金      | 27,766,345        | 支払手形及び買掛金          | 4,316,935         |
| 受取手形及び売掛金   | 9,517,602         | 短期借入金              | 1,112,320         |
| 商品及び製品      | 2,783,377         | 1年内返済予定の長期借入金      | 1,907,322         |
| 仕掛品         | 1,635,494         | リース債務              | 224,903           |
| 原材料及び貯蔵品    | 2,488,830         | 未払金                | 2,541,887         |
| その他         | 1,707,624         | 未払法人税等             | 809,864           |
| 貸倒引当金       | △48,029           | 賞与引当金              | 517,232           |
|             |                   | その他                | 2,787,979         |
| <b>固定資産</b> | <b>33,206,406</b> | <b>固定負債</b>        | <b>9,827,450</b>  |
| (有形固定資産)    | <b>29,022,750</b> | 長期借入金              | 5,097,170         |
| 建物及び構築物     | 11,560,637        | 役員退職慰労引当金          | 9,200             |
| 機械装置及び運搬具   | 12,533,791        | 退職給付に係る負債          | 2,076             |
| 工具、器具及び備品   | 83,644            | リース債務              | 1,072,534         |
| リース資産       | 3,495,503         | 繰延税金負債             | 701,747           |
| 土地          | 148,600           | その他                | 2,944,722         |
| 建設仮勘定       | 1,200,573         | <b>負債合計</b>        | <b>24,045,895</b> |
| (無形固定資産)    | <b>417,180</b>    | (純資産の部)            |                   |
| のれん         | 227,645           | <b>株主資本</b>        | <b>26,679,826</b> |
| ソフトウェア      | 118,571           | 資本金                | 5,438,329         |
| その他         | 70,964            | 資本剰余金              | 4,916,418         |
| (投資その他の資産)  | <b>3,766,475</b>  | 利益剰余金              | 16,326,695        |
| 投資有価証券      | 3,418,033         | 自己株式               | △1,616            |
| 繰延税金資産      | 35,624            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,974,985</b>  |
| その他         | 312,816           | 為替換算調整勘定           | 1,974,985         |
|             |                   | <b>新株予約権</b>       | <b>211,411</b>    |
|             |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>26,145,533</b> |
|             |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>55,011,757</b> |
| <b>資産合計</b> | <b>79,057,653</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>79,057,653</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 金 額        |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 34,620,854 |
| 売上原価            |           | 22,750,938 |
| 売上総利益           |           | 11,869,916 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 4,995,174  |
| 営業利益            |           | 6,874,742  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 243,250   |            |
| 補助金収入           | 1,836,163 |            |
| その他             | 30,462    | 2,109,877  |
| 営業外費用           |           |            |
| 支払利息            | 73,183    |            |
| 為替差損            | 47,823    |            |
| 支払手数料           | 1,500     |            |
| その他             | 29,945    | 152,453    |
| 経常利益            |           | 8,832,166  |
| 特別損失            |           |            |
| 株式報酬費用          | 1,404,223 | 1,404,223  |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 7,427,942  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,233,947 |            |
| 法人税等調整額         | 458,126   | 2,692,073  |
| 当期純利益           |           | 4,735,868  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           | 1,432,076  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 3,303,792  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                      | 株主資本      |           |            |        |            |
|----------------------|-----------|-----------|------------|--------|------------|
|                      | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式   | 株主資本合計     |
| 当期首残高                | 5,438,329 | 5,429,695 | 13,281,456 | △1,209 | 24,148,271 |
| 当期変動額                |           |           |            |        |            |
| 剰余金の配当               | —         | —         | △258,553   | —      | △258,553   |
| 自己株式の取得              | —         | —         | —          | △407   | △407       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | —         | △513,276  | —          | —      | △513,276   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | —         | —         | 3,303,792  | —      | 3,303,792  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | —         | —         | —          | —      | —          |
| 当期変動額合計              | —         | △513,276  | 3,045,238  | △407   | 2,531,555  |
| 当期末残高                | 5,438,329 | 4,916,418 | 16,326,695 | △1,616 | 26,679,826 |

(単位：千円)

|                      | その他の包括利益累計額  |           |               | 新株予約権   | 非支配株主持分    | 純資産合計      |
|----------------------|--------------|-----------|---------------|---------|------------|------------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定  | その他の包括利益累計額合計 |         |            |            |
| 当期首残高                | △2,082       | △380,408  | △382,491      | 156,022 | 16,443,914 | 40,365,716 |
| 当期変動額                |              |           |               |         |            |            |
| 剰余金の配当               | —            | —         | —             | —       | —          | △258,553   |
| 自己株式の取得              | —            | —         | —             | —       | —          | △407       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | —            | —         | —             | —       | —          | △513,276   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | —            | —         | —             | —       | —          | 3,303,792  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 2,082        | 2,355,394 | 2,357,476     | 55,389  | 9,701,619  | 12,114,485 |
| 当期変動額合計              | 2,082        | 2,355,394 | 2,357,476     | 55,389  | 9,701,619  | 14,646,040 |
| 当期末残高                | —            | 1,974,985 | 1,974,985     | 211,411 | 26,145,533 | 55,011,757 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1)連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称 艾爾斯半導體股份有限公司  
北京有研RS半導體科技有限公司  
有研半導體硅材料股份公司  
山東有研半導體材料有限公司  
株式会社ユニオンエレクトロニクスソリューション  
株式会社DG Technologies

### (2)非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

福建倉元投資有限公司

### (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称 山東有研RS半導體材料有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（福建倉元投資有限公司）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結計算書類の作成のための基本となる事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券



とみなされるもの) については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

a. 商品

個別法

b. 製品・仕掛品・原材料

総平均法

c. 貯蔵品

最終仕入原価法

③ デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～45年

機械装置及び運搬具 2～25年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用目的分）については、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、IFRS第16号により、リースの借り手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、効果の発現する期間（5年間）で均等償却を行っております。

#### 4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(5. 会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35,624千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の金額は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。当該事業計画は、市場動向等の仮定をおいて見積っております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の発生時期及び金額について見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 6. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

##### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目

がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

5,213,525千円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金） 46,175千円

受取手形及び売掛金 2,684千円

建物及び構築物 1,438,804千円

土地 65,280千円

計 1,552,944千円

(注) 定期預金46,175千円について、艾爾斯半導體股份有限公司が科技部南部科學工業園區管理局との間で締結した土地賃貸借契約に基づく債務に対し質権を設定しております。

② 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 422,458千円

長期借入金 1,239,632千円

計 1,662,091千円

### (3) 財務制限条項

借入金のうち、艾爾斯半導體股份有限公司が締結しているコミットメント期間付シンジケートローン契約（当連結会計年度末の残高56,160千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2015年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は直前決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2016年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結の損益計算書において、「経常損益」が、2期連続して損失とならないようにすること。

### (4) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額含む）

|         |              |
|---------|--------------|
| 減価償却累計額 | 11,092,868千円 |
|---------|--------------|

## 8. 連結損益計算書に関する注記

### (1) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入益）が売上原価に含まれております。

|                |            |
|----------------|------------|
| 売上原価（たな卸資産評価損） | △280,271千円 |
|----------------|------------|

### (2) 株式報酬費用（中国）

当社の連結子会社である北京有研RS半導体科技有限公司が保有する有研半導体硅材料股份公司株式の、有研半導体硅材料股份公司社員持株会への譲渡を実施し、譲渡価格と有研半導体硅材料股份公司株式の公正価値の差額1,404,223千円を株式報酬費用として特別損失に計上しております。

## 9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 12,928,100株 |
|------|-------------|

### (2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 487株 |
|------|------|

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 取締役会決議         | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たりの<br>配当額<br>(円) | 基準日                 | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------------|----------------|----------------------|---------------------|----------------|
| 2021年<br>2月19日 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 258,553        | 20.0                 | 2020年<br>12月31<br>日 | 2021年<br>3月15日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 取締役会決議         | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たりの<br>配当額<br>(円) | 基準日                 | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------------|----------------|----------------------|---------------------|----------------|
| 2022年<br>2月21日 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 323,190        | 25.0                 | 2021年<br>12月31<br>日 | 2022年<br>3月14日 |

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 258,700株

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、事業遂行上のリスクをヘッジする目的で利用しており、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資並びに業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとん

どが1年以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は運転資金であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主として設備投資に係る資金調達であります。

外貨建預金は、為替リスクに晒されておりますが、定期的に通貨別の換算額を把握し、継続的にモニタリングすることによって管理しております。

外貨建金銭債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）  
財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。
  
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2021年12月31日）

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円）  |
|--------------------|--------------------|------------|---------|
| (1)現金及び預金          | 27,766,345         | 27,766,345 | —       |
| (2)受取手形及び売掛金       | 9,517,602          |            |         |
| 貸倒引当金(*1)          | △48,029            |            |         |
|                    | 9,469,573          | 9,469,573  | —       |
| 資産計                | 37,235,918         | 37,235,918 | —       |
| (1)支払手形及び買掛金       | 4,316,935          | 4,316,935  | —       |
| (2)短期借入金           | 1,112,320          | 1,112,320  | —       |
| (3)1年内返済予定の長期借入金   | 1,907,322          | 1,907,322  | —       |
| (4)（1年内返済予定の）リース債務 | 224,903            | 224,903    | —       |
| (5)未払金             | 2,541,887          | 2,541,887  | —       |
| (6)未払法人税等          | 809,864            | 809,864    | —       |
| (7)長期借入金           | 5,097,170          | 5,107,308  | 10,138  |
| (8)リース債務           | 1,072,534          | 1,223,261  | 150,727 |
| 負債計                | 17,082,937         | 17,243,802 | 160,865 |

(\*1)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。



(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)(1年内返済予定の)リース債務、(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金、(8)リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「11. デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

(注) 2. 関係会社出資金（連結貸借対照表計上額3,246,141千円）及び投資事業有限責任組合出資（連結貸借対照表計上額171,892千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

11. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

| 区分        | デリバティブ取引の種類等        | 契約額等<br>(千円) | 契約額等のうち<br>1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
|-----------|---------------------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,423,921    | －                      | △47,235    | △47,235      |
| 合計        |                     | 1,423,921    | －                      | △47,235    | △47,235      |

(注) 期末の時価の算定については、先物為替相場を使用しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,216円56銭  
(2) 1株当たり当期純利益 255円56銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. リース取引の注記

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産 主として工場の土地、建物及び機械装置であります。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| (資産の部)      |                   | (負債の部)         |                   |
|-------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科目          | 金額                | 科目             | 金額                |
| <b>流動資産</b> | <b>11,216,619</b> | <b>流動負債</b>    | <b>5,312,704</b>  |
| 現金及び預金      | 3,137,729         | 買掛金            | 873,055           |
| 受取手形        | 27,575            | 短期借入金          | 1,000,000         |
| 売掛金         | 4,151,359         | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,186,680         |
| 商品及び製品      | 1,538,694         | 未払金            | 391,778           |
| 仕掛品         | 91,607            | 未払費用           | 119,214           |
| 原材料及び貯蔵品    | 573,247           | 未払法人税等         | 547,421           |
| 前渡金         | 154,685           | 前受金            | 950,459           |
| 前払費用        | 46,431            | 預り金            | 80,113            |
| 未収消費税等      | 171,082           | リース債務          | 78,984            |
| 関係会社短期貸付金   | 1,030,000         | 賞与引当金          | 29,549            |
| その他         | 294,206           | その他            | 55,446            |
| <b>固定資産</b> | <b>18,910,021</b> | <b>固定負債</b>    | <b>3,426,227</b>  |
| (有形固定資産)    | <b>2,471,569</b>  | 長期借入金          | 3,338,679         |
| 建物          | 109,711           | リース債務          | 87,548            |
| 構築物         | 5,223             |                |                   |
| 機械装置        | 2,096,201         |                |                   |
| 車両運搬具       | 336               |                |                   |
| 工具、器具及び備品   | 8,279             |                |                   |
| リース資産       | 223,093           |                |                   |
| 建設仮勘定       | 28,723            |                |                   |
| (無形固定資産)    | <b>41,223</b>     |                |                   |
| ソフトウェア      | 41,223            |                |                   |
| (投資その他の資産)  | <b>16,397,228</b> |                |                   |
| 投資有価証券      | 171,892           |                |                   |
| 出資金         | 110               |                |                   |
| 関係会社株式      | 13,859,715        |                |                   |
| 関係会社出資金     | 1,973,842         |                |                   |
| 長期前払費用      | 56                |                |                   |
| 敷金及び保証金     | 81,256            |                |                   |
| 繰延税金資産      | 250,713           |                |                   |
| その他         | 59,640            |                |                   |
|             |                   | <b>負債合計</b>    | <b>8,738,931</b>  |
|             |                   | (純資産の部)        |                   |
|             |                   | <b>株主資本</b>    | <b>21,176,297</b> |
|             |                   | 資本金            | 5,438,329         |
|             |                   | 資本剰余金          | 5,456,097         |
|             |                   | 資本準備金          | 5,438,319         |
|             |                   | その他資本剰余金       | 17,777            |
|             |                   | 利益剰余金          | 10,283,488        |
|             |                   | その他利益剰余金       | 10,283,488        |
|             |                   | 特別償却準備金        | 8,638             |
|             |                   | 繰越利益剰余金        | 10,274,849        |
|             |                   | 自己株式           | △1,616            |
|             |                   | <b>新株予約権</b>   | <b>211,411</b>    |
|             |                   |                |                   |
|             |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>21,387,709</b> |
| <b>資産合計</b> | <b>30,126,640</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>30,126,640</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 13,082,507 |
| 売上原価         |         | 8,796,294  |
| 売上総利益        |         | 4,286,213  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,431,104  |
| 営業利益         |         | 2,855,108  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 8,286   |            |
| 為替差益         | 191,218 |            |
| その他          | 19,542  | 219,047    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 28,758  |            |
| 支払手数料        | 2,904   |            |
| その他          | 10,820  | 42,483     |
| 経常利益         |         | 3,031,672  |
| 特別利益         |         |            |
| 固定資産売却益      | 5,041   | 5,041      |
| 税引前当期純利益     |         | 3,036,714  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 912,134 |            |
| 法人税等調整額      | △36,442 | 875,691    |
| 当期純利益        |         | 2,161,022  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |          |           |         |                     |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|---------------------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金   |                     |            |
|                         |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 特別償却準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 当期首残高                   | 5,438,329 | 5,438,319 | 17,777   | 5,456,097 | 60,106  | 8,320,912           | 8,381,018  |
| 当期変動額                   |           |           |          |           |         |                     |            |
| 剰余金の配当                  | -         | -         | -        | -         | -       | △258,553            | △258,553   |
| 当期純利益                   | -         | -         | -        | -         | -       | 2,161,022           | 2,161,022  |
| 特別償却準備金の取崩              | -         | -         | -        | -         | △51,468 | 51,468              | -          |
| 自己株式の取得                 | -         | -         | -        | -         | -       | -                   | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | -         | -         | -        | -         | -       | -                   | -          |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | -        | -         | △51,468 | 1,953,937           | 1,902,469  |
| 当期末残高                   | 5,438,329 | 5,438,319 | 17,777   | 5,456,097 | 8,638   | 10,274,849          | 10,283,488 |

(単位：千円)

|                         | 株主資本   |            | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-------------------------|--------|------------|---------|------------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計     |         |            |
| 当期首残高                   | △1,209 | 19,274,235 | 156,022 | 19,430,258 |
| 当期変動額                   |        |            |         |            |
| 剰余金の配当                  | -      | △258,553   | -       | △258,553   |
| 当期純利益                   | -      | 2,161,022  | -       | 2,161,022  |
| 特別償却準備金の取崩              | -      | -          | -       | -          |
| 自己株式の取得                 | △407   | △407       | -       | △407       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | -      | -          | 55,389  | 55,389     |
| 当期変動額合計                 | △407   | 1,902,061  | 55,389  | 1,957,451  |
| 当期末残高                   | △1,616 | 21,176,297 | 211,411 | 21,387,709 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### a. 商品

個別法

##### b. 製品・仕掛品・原材料

総平均法

##### c. 貯蔵品

最終仕入原価法

#### ③ デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～24年 |
| 機械装置      | 2～17年 |
| 車両運搬具     | 2～5年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用目的分）は、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（3. 会計上の見積りに関する注記）

を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社への投融資の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|           | 当事業年度      |
|-----------|------------|
| 関係会社株式    | 13,859,715 |
| 関係会社出資金   | 1,973,842  |
| 関係会社短期貸付金 | 1,030,000  |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。また、関係会社貸付金について、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上することとしております。なお、当事業年度において、関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理および関係会社貸付金に対する貸倒引当金は計上されておりません。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額および関係会社貸付金の回収可能性の判定にあたり、関係会社の将来利益計画に基づいて算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により将来計画等の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 250,713千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の金額は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。当該事業計画は、市場動向等の仮定をにおいて見積っております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、



将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の発生時期及び金額について見直しが必要になった場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

2,480,872千円

##### (2) 担保資産及び担保付債務

###### ① 担保に供している資産

|     |         |
|-----|---------|
| 売掛金 | 2,684千円 |
| 計   | 2,684千円 |

###### ② 担保に係る債務

|                |          |
|----------------|----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 36,696千円 |
| 長期借入金          | 5,301千円  |
| 計              | 41,997千円 |

##### (3) 保証債務

| 被保証者                 | 当期末残高                        | 内容                |
|----------------------|------------------------------|-------------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司         | 971,360千円<br>(233,500千新台幣ドル) | 金融機関からの借入に対する保証債務 |
|                      | 28,462千円                     | LC連帯保証            |
| 株式会社 DG Technologies | 1,349,425千円                  | 金融機関からの借入に対する保証債務 |

(注) 外貨保証債務の換算は、決算時の為替相場によっております。

##### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,502,747千円 |
| 短期金銭債務 | 243,568千円   |

##### (5) 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額含む)

3,393,702千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,617,228千円

仕入高 2,213,231千円

営業取引以外の取引による取引高 19,136千円

(2) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入益）が売上原価に含まれております。

売上原価（たな卸資産評価損） 1,176千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,928,100株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 487株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因は、関係会社出資金、固定資産の減損損失、およびたな卸資産の評価損否認等であり、繰延税金負債の発生 の主な原因は、特別償却準備金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 有価証券に関する注記

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、当該時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式は13,859,715千円、関係会社出資金は1,973,842千円であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類   | 会社等の名称              | 議決権等の所有(被所有)割合         | 関連当事者との関係 | 取引の内容                 | 取引金額      | 科目        | 期末残高      |
|------|---------------------|------------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社  | 艾爾斯半導體股份有限公司        | 所有直接100.0%             | 役員兼任      | 子会社の銀行借入に対する債務保証(注) 1 | 971,360   | —         | —         |
|      |                     |                        |           | LC連帯保証(注) 1           | 28,462    | —         | —         |
| 子会社  | 北京有研RS半導體科技有限公司     | 所有直接45.0%              | 役員兼任      | 有償減資(注) 2             | 5,336,685 | —         | —         |
|      |                     |                        |           | 関係会社株式の購入(注) 3        | 5,311,407 | —         | —         |
| 子会社  | 有研半導體硅材料股份公司        | 所有直接30.84%<br>間接16.32% | 役員兼任      | 出資の引受(注) 4            | 6,344,000 | —         | —         |
| 子会社  | 山東有研半導體材料有限公司       | 所有間接37.73%             | 役員兼任      | ウェーハの仕入(注) 5          | 1,391,908 | 買掛金       | 113,653   |
| 子会社  | 株式会社DG Technologies | 所有直接100.0%             | 役員兼任      | 資金の貸付                 | 300,000   | 関係会社短期貸付金 | 1,000,000 |
|      |                     |                        |           | 利息の受取(注) 6            | 7,956     | その他流動資産   | 1,088     |
|      |                     |                        |           | 半導體関連装置・部材等の販売(注) 7   | 1,762,061 | 売掛金       | 900,560   |
|      |                     |                        |           | 子会社の銀行借入に対する債務保証(注) 8 | 1,349,425 | —         | —         |
| 関連会社 | 山東有研RS半導體材料有限公司     | 所有間接9.43%              | 役員兼任      | 出資の引受(注) 9            | 2,014,800 | —         | —         |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、艾爾斯半導體股份有限公司の銀行借入及びLCに対して債務保証を行っております。  
(注) 2. 北京有研RS半導體科技有限公司により有償減資を受けたものであります。  
(注) 3. 当社が北京有研RS半導體科技有限公司保有の有研半導體硅材料股份公司の株式を取得したものであります。取引金額は、両者協議の上決定しております。  
(注) 4. 当社が有研半導體硅材料股份公司の出資を引き受けたものであります。

- (注) 5. ウェーハの仕入価格は、市場実勢価格に基づいております。  
(注) 6. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
(注) 7. 半導体関連装置・部材等の販売は、市場実勢価格に基づいております。  
(注) 8. 当社は、株式会社DG Technologiesの借入に対して債務保証を行っております。  
(注) 9. 当社が山東有研RS半導体材料有限公司の出資を引き受けたものであります。

## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類         | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合                 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                  | 取引金額  | 科目 | 期末残高 |
|------------|-------------|--------------------------------|-----------|------------------------|-------|----|------|
| 役員及び個人主要株主 | 方 永義        | (被所有)<br>直接 6.23%<br>間接 30.63% | 債務の被保証    | 当社銀行借入等に対する債務被保証 (注) 1 | 5,256 | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、銀行借入等に対して当社代表取締役社長 方 永義より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,638円07銭  
(2) 1株当たり当期純利益 167円16銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 R S Technologies

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 上 尚 志  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 R S Technologies の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 R S Technologies 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社RS Technologies  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 上 尚 志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社RS Technologiesの2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社RS Technologies 監査役会

常勤監査役（社外監査役）片岡 義 隆 ㊟

監 査 役（社外監査役）金 森 浩 之 ㊟

監 査 役（社外監査役）小 幡 朋 弘 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社および当社子会社の業容の拡大および今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条      &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子材料、電子機器部品、通信機器部品材料の製造、加工、再生、販売</li> <li>2. 半導体シリコンウェーハ製造の技術コンサルティング</li> <li>3. シリコンウェーハの販売</li> <li>4. 中古機械の買取及び販売業務</li> <li>5. 発電所の設計、調達、建設、運営及び保守管理</li> </ol> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 新エネルギー等を利用した発電によって生じる電気の供給</li> <li>7. 太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る機器の輸入、販売、リース、賃貸</li> <li>8. 太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る施設の開発</li> <li>9. 太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る機器及び施設の運営、維持、管理</li> </ol> | <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条      &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>電子機器</u>、電子材料、電子機器部品、通信機器部品材料の設計、製造、加工、再生、販売、輸出入</li> <li>2. 半導体シリコンウェーハ製造、<u>加工</u>、輸出入、販売</li> <li>3. 半導体シリコンウェーハ製造、<u>加工</u>の技術提供及びコンサルティング</li> <li>4. 機械設備及び機器の売買、輸出入、売買の仲介、賃貸、管理</li> <li>5. 再生可能エネルギー発電施設及び設備の開発、設計、施工、運営、保守管理</li> <li>6. 再生可能エネルギー発電設備及び機器の輸出入、販売、リース、賃貸</li> <li>7. 再生可能エネルギーを利用した発電によって生じる電力の供給、販売</li> </ol> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                               | 変更案                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 10. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る電力を含むエネルギー販売</u>             | <削除>                                                                   |
| 11. <u>電力取引事業並びにエネルギー資源、エネルギー全般及び環境価値全般の取引事業に関する業務</u>             | <削除>                                                                   |
| 12. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に関する役務及びサービスの提供並びにコンサルタント業務</u> | <削除>                                                                   |
| 13. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に対する投資</u>                      | <削除>                                                                   |
| 14. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般についての研修会、セミナーの企画、運営</u>         | 8. <u>エネルギー事業に関する研修会、セミナーの企画運営、出版、コンサルティング</u>                         |
| 15. <u>太陽光発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般についての出版業務</u>                   | <削除>                                                                   |
| 16. <u>省エネルギー事業全般</u>                                              | 9. <現行どおり>                                                             |
| 17. <u>新エネルギー等による発電設備工事の監理、請負、施工</u>                               | <削除>                                                                   |
| 18. <u>エネルギー事業にかかる工事、保守</u>                                        | <削除>                                                                   |
| 19. <u>有価証券の取得、保有、運用及び売買</u>                                       | 10. <現行どおり>                                                            |
| <新設>                                                               | 11. <u>知的財産権の売買、使用許諾、管理</u>                                            |
| <新設>                                                               | 12. <u>経営指導及びコンサルティング事業</u>                                            |
| <新設>                                                               | 13. <u>企業の事業譲渡、事業譲受、資産売買、資本参加、業務提携及び合併等に関するコンサルティング業務並びにそれらの斡旋及び仲介</u> |
| 20. <u>投資業</u>                                                     | 14. <現行どおり>                                                            |
| <新設>                                                               | 15. <現行どおり>                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>21. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第14条～第16条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</p> | <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第14条～第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><br/>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第18条～第20条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部</u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>6名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の<u>監査等委員である取締役は、4名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第22条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. <u>取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(取締役の任期)<br/>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>                 | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>                    |
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                   | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                   |
| <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                     | <p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                             |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                       | <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(取締役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第31条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                  | <p>(取締役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                             |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第32条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                           | <p>(取締役会規程)</p> <p>第33条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                      |
| <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p>                                                                                                                                                                                        | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                              |
| <p>(監査役の数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>                                                                                                                                                                       | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                              |
| <p>(監査役の選任及び解任の方法)</p> <p>第34条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                       | 変更案               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>             | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>                                                                                                        | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                            | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                          | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関しては、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="288 163 365 185">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="288 356 365 379">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="236 515 417 538"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p data-bbox="108 576 390 598">第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="120 636 316 659">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="108 666 546 719">第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<br/><u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="266 765 387 787"><b>第7章 計算</b></p> <p data-bbox="108 825 390 848">第44条～第47条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p data-bbox="759 125 824 148">変更案</p> <p data-bbox="583 163 781 185"><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p data-bbox="572 198 1009 311">第37条 <u>監査等委員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</u></p> <p data-bbox="583 356 762 379"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="572 387 1009 470">第38条 <u>監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="701 515 882 538"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p data-bbox="572 576 874 598">第39条～第40条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="583 636 781 659">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="572 666 1009 719">第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<br/><u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="729 765 850 787"><b>第7章 計算</b></p> <p data-bbox="572 825 874 848">第42条～第45条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;"><b>附則</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>                                                                                                                                      |
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                  | ほう なが よし<br>方 永 義<br>(1970年10月13日生) | 1999年 1月 株式会社永輝商事設立<br>2006年 9月 同社代表取締役就任<br>2010年12月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2015年12月 艾爾斯半導體股份有限公司<br>董事長就任（現任）<br>2018年 1月 北京有研RS半導體科技有限公<br>司董事長就任(現任)<br>2021年 5月 有研半導體硅材料股份公司董<br>事長就任 | 805,800株           |
| 【取締役候補者とした理由】<br>方永義氏は、当社の代表取締役として長年にわたり業容拡大に寄与しております。経営者としての豊富な実績とリーダーシップを今後も当社グループのさらなる事業発展に十分に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者としております。                      |                                     |                                                                                                                                                                                        |                    |
| 2                                                                                                                                                  | えん どう さとる<br>遠 藤 智<br>(1971年3月27日生) | 1991年 4月 ラサ工業株式会社入社<br>2011年 1月 当社製造部長<br>2017年 4月 当社取締役製造部長(現任)                                                                                                                       | 67,400株            |
| 【取締役候補者とした理由】<br>遠藤智氏は、主に技術や営業分野において豊富な業務経験を有しており長年にわたり業容拡大に寄与しております。同氏は技術面で当社グループの中心的な役割を担っており、今後も当社グループのさらなる事業発展に十分に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者としております。 |                                     |                                                                                                                                                                                        |                    |

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等としての職務の執行（不作為を含みます。）に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害（訴訟費用等を含みます。）を当該保険契約により填補することとしております。上記各候補者は、現在当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれております。上記各候補者の再任が承認された場合、上記各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | かな もり ひろ ゆき<br>金 森 浩 之<br>(1962年4月24日生) | 1988年10月 監査法人朝日新和会計社（現<br>有限責任あずさ監査法人）入<br>所<br>2003年7月 金森公認会計士事務所設立<br>所長（現任）<br>2010年10月 みなと公認会計士共同事務所<br>代表（現任）<br>2011年5月 社団法人神奈川県警備業協会<br>（現一般社団法人神奈川県警<br>備業協会）監事（現任）<br>2013年3月 当社監査役就任（現任）<br>2015年6月 株式会社博展社外取締役就任<br>（現任）<br>2018年12月 株式会社岳南ホールディング<br>ス社外監査役（現任） | 一株                 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     金森浩之氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また複数の上場企業において社外監査役として経営全般の監査に従事された経験を有していることから、監査等委員会の委員長としてリスク管理やガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                         | くわ だ りょう すけ<br>栗 田 良 輔<br>(1958年5月29日生) | 1984年 4 月 デュポンジャパンリミテッド<br>入社<br>1998年 4 月 同社Display Materials グ<br>ローバルビジネスマネージャ<br>ー<br>2001年12月 E Ink Corporation<br>Business Director<br>2004年 4 月 同社GlobalSales/<br>Marketing Vice President<br>2010年10月 凸版印刷株式会社経営企画本<br>部副本部長<br>2013年 4 月 Innova Dynamics,Inc.<br>Global Sales/Marketing<br>Vice President<br>2016年 2 月 株式会社 Project Far East<br>代表取締役社長就任(現任)<br>2019年 6 月 株式会社ジャパンディスプレ<br>イ取締役就任(現任) | 400株               |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>栗田良輔氏は、電子ディスプレイ、電子部品、先端ナノ・テクノロジーの各分野で、グローバルの販売・マーケティングや企業経営に携わっており、豊富な経営経験と多くの実績を有しております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理をはじめとした経営監督機能の強化への貢献していただけると期待し、新任の社外取締役候補としております。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                             |    |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3 | し みづ なつ こ<br>清 水 夏 子<br>(1973年12月28日生)                                                                                                                                                                                                                             | 2005年10月 弁護士登録<br>2012年12月 清水直法律事務所より独立<br>清水・新垣法律事務所 開設<br>共同代表弁護士就任 (現任)<br>2020年 6月 株式会社はるやまホールディ<br>ングス社外取締役就任 (現<br>任) | 一株 |
|   | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>清水夏子氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、企業法務にも精通しており多くの実績を有しております。当社グループの内部統制の強化とガバナンスの強化、リスク管理をはじめとした経営監督機能の強化への貢献していただけることを期待し、新任の社外取締役候補としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。 |                                                                                                                             |    |

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。上記各候補者のうち金森浩之氏は、現在当社の社外監査役でありますので、同氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合、当社は同氏との間に同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、上記各候補者のうち栗田良輔氏および清水夏子氏の選任が承認された場合、当社は同氏らとの間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等としての職務の執行（不作為を含みます。）に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害（訴訟費用等を含みます。）を当該保険契約により填補することとしております。上記各候補者のうち金森浩之氏は、現在当社の社外監査役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますので、同氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記各候補者のうち栗田良輔氏および清水夏子氏の選任が承認された場合、同氏らは、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 金森浩之氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。

5. 本総会において、金森浩之氏、栗田良輔氏、清水夏子氏の選任が承認された場合は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ちょうすいひょう<br>張 翠 萍<br>(1977年5月24日生) | 2002年 5 月 中国司法試験合格<br>2004年 5 月 中国律師登録<br>2008年 1 月 中倫律師事務所パートナー<br>就任<br>2010年 9 月 西村あさひ法律事務所入所<br>2011年 3 月 外国法事務弁護士（中国法）<br>登録<br>2013年 1 月 西村あさひ法律事務所パ<br>ートナー就任 | 一株                 |
| <p><b>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>張 翠萍氏は、中国の弁護士としての専門知識・経験等を有しており、日本他グローバルな法務にも精通しており多くの実績を有しております。当社グループのグローバル取引におけるリスク管理をはじめとした経営監督機能の強化への貢献していただけるものと期待し、補欠の社外取締役候補としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                      |                    |

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案が原案どおり承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等としての職務の執行（不作為を

含みます。) に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害(訴訟費用等を含みます。)を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 本総会において、張翠萍氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### **第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件**

当社は、取締役の報酬等について、2013年3月27日開催の第3回定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額550,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は事業報告の「4. (4) ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬の範囲内で、当社取締役に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を考慮し、これまでの経歴、職歴や職務等を勘案しつつ、適正な報酬額を決定することを基本方針と変更することを予定しております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名(うち、社外取締役0名)となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以

内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、監査等委員である取締役の職務内容、業務分担の状況照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 役員退職慰労金の件

本定時株主総会の終結をもって、取締役 本郷邦夫氏、鈴木正行氏が任期満了により退任することになりますが、両氏は取締役として、当社の発展に貢献されたので、その在任中の功労に報いるために、退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。総枠3.5億円の範囲内とし、その具体的な金額、贈呈時期、方法については取締役会に一任いただきたく承認をお願いするものであります。本議案による退職慰労金の贈呈は、ご経験を踏まえた有益な助言に基づき、当社の発展に長らく貢献してきたことに照らして相当であると判断しております。

略歴は以下のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ほん 郷 くに 邦 夫<br/>(1951年8月15日生)</p>             | <p>2011年1月 当社取締役事業本部長就任 (現任)<br/>                     2015年12月 艾爾斯半導體股份有限公司 董事就任 (現任)<br/>                     2018年1月 北京有研RS半導體科技有限公司 董事就任(現任)<br/>                     2018年8月 山東有研半導體材料有限公司 董事就任(現任)<br/>                     2019年1月 株式会社DG Technologies 取締役就任 (現任)<br/>                     2021年5月 有研半導體硅材料股份公司 董事就任 (現任)</p>   |
| <p>すず き まさ ゆき<br/> 鈴 木 止 行<br/>(1951年8月13日生)</p> | <p>2010年12月 当社取締役管理本部長 就任 (現任)<br/>                     2015年12月 艾爾斯半導體股份有限公司 董事就任 (現任)<br/>                     2018年1月 北京有研RS半導體科技有限公司 董事就任(現任)<br/>                     2018年8月 山東有研半導體材料有限公司 董事就任(現任)<br/>                     2019年1月 株式会社DG Technologies 取締役就任 (現任)<br/>                     2021年5月 有研半導體硅材料股份公司 董事就任 (現任)</p> |

## 第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は本総会の終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査役会の決定に基づき新たにPwC京都監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がPwC京都監査法人を候補者とした理由は、現任の会計監査人との監査契約の継続期間が上場以前の期間も含めると長期になることから、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性および当社事業分野への理解度等を勘案の上、高品質な監査を維持しつつ、効率的な監査業務の運営が期待できることから、適任であると判断したことによります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地、沿革および概要は、次のとおりであります。

|               |                                   |                               |      |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------------|------|
| 名称            | PwC京都監査法人                         |                               |      |
| 主たる事務所の所在地    | 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル7階 |                               |      |
| 沿革            | 2007年 3月                          | 京都監査法人設立届け出                   |      |
|               | 2007年 7月                          | みずす監査法人京都事務所からの業務移管受入         |      |
|               | 2013年 3月                          | プライスウォーターハウスクーパーズのメンバーファームになる |      |
|               | 2016年12月                          | PwC京都監査法人に名称変更                |      |
| 概要            | 資本金                               | 3億4千万円                        |      |
|               | 構成人員                              | パートナー                         | 33名  |
|               |                                   | 公認会計士                         | 88名  |
|               |                                   | 公認会計士試験合格者                    | 44名  |
|               |                                   | その他                           | 195名 |
|               |                                   | 合計                            | 360名 |
|               | 関与会社                              | 会社法、金融商品取引法監査                 | 58社  |
|               |                                   | 会社法                           | 106社 |
|               |                                   | その他                           | 197社 |
|               |                                   | 合計                            | 361社 |
| 2021年12月31日現在 |                                   |                               |      |

以上



<× モ 欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

〈× モ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区大井1-50-5  
アワーズイン阪急  
ツイン館4階  
電話 03-3775-6121



## 交 通

「大井町駅」徒歩1分

<京浜東北線>中央改札口を出て右側(中央西方面①)の階段をご利用ください。

<りんかい線>改札を出て右側(A2出口)のエスカレーターをご利用ください。

<東急大井町線>改札口を出て右側にJR線に沿って直進ください。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

**※一昨年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**